

(要領様式第1号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

28 松地環第1-4号
平成28年6月1日
長野県松本地方事務所長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第33条第1項	事業計画概要書	
(2) 条例第37条第2項 (第37条第5項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	○
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	
(4) 条例第42条第5項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第46条第2項	最終見解書	
(6) 条例第48条第2項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事項	内容(該当する項のみに記載する)				
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	長野喜楽鋳業株式会社 代表取締役 小宮山 雅弘 長野県塩尻市大字広丘吉田 2902 番地 3				
申請の区分	産業廃棄物処分業の事業範囲変更許可、特別管理産業廃棄物処分業の新規許可、産業廃棄物処理施設の変更許可				
条例第37条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	塩尻市大字北小野字水ノ別 1649 番地 1			
	②廃棄物の処理施設の種類	油水分離施設 沈殿分離施設 中和施設			
	③処理を行う廃棄物の種類	産業廃棄物 汚泥 廃油（潤滑油系に限る。） 廃酸 廃アルカリ 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。 特別管理産業廃棄物 廃油（灯油類、軽油類に限る。）			
	④廃棄物の処理施設の処理能力	油水分離施設 廃油（潤滑油系に限る。） 64 m ³ /日（8 m ³ /h : 8 時間稼働） 沈殿分離施設 汚泥 14.4 m ³ /日（0.6 m ³ /h : 24 時間稼働） 中和施設 廃酸、廃アルカリ 14.4 m ³ /日（0.6 m ³ /h : 24 時間稼働）			
	⑤変更の概要(変更許可等の場合)	<table border="1"><thead><tr><th>新</th><th>旧</th></tr></thead><tbody><tr><td>沈殿分離施設 汚泥 14.4 m³/日 (0.6 m³/h : 24 時間稼働) 中和施設 廃酸、廃アルカリ 14.4 m³/日 (0.6 m³/h : 24 時間稼働)</td><td>(新設)</td></tr></tbody></table>	新	旧	沈殿分離施設 汚泥 14.4 m ³ /日 (0.6 m ³ /h : 24 時間稼働) 中和施設 廃酸、廃アルカリ 14.4 m ³ /日 (0.6 m ³ /h : 24 時間稼働)
新	旧				
沈殿分離施設 汚泥 14.4 m ³ /日 (0.6 m ³ /h : 24 時間稼働) 中和施設 廃酸、廃アルカリ 14.4 m ³ /日 (0.6 m ³ /h : 24 時間稼働)	(新設)				

		<p>処理する産業廃棄物 廃油（潤滑油系に限る。） <u>汚泥、廃酸、廃アルカリ</u></p> <p>油水分離施設で処理する産業廃棄物 廃油（潤滑油系に限る。） <u>油水分離施設で処理する特別管理産業廃棄物 廃油（灯油類、軽油類に限る。）</u></p>	<p>処理する産業廃棄物 廃油（潤滑油系に限る。）</p> <p>油水分離施設で処理する産業廃棄物 廃油（潤滑油系に限る。）</p>
条例第、 37条	⑥周辺地域の範囲及びその根拠	塩尻市 北小野古町区 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1(5)	
	⑦関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	塩尻市長 周辺地域内に住所又は居所を有する者 周辺地域内に事務所又は事業場を有する者 周辺地域内において農業又は林業を営む者 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号	
	⑧関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	平成28年5月14日(土) 午後7時30分から 塩尻市北小野 3353番地2 古町地区公民館	
	⑨事業計画概要書(事業計画概要説明会終了報告書)の縦覧場所、期間及び時間	長野県松本地方事務所 環境課 平成28年6月2日(木)～平成28年6月15日(水) (土日、祝日その他の県の休日を除く。) 午前8時30分から午後5時まで	

3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第37条	<input type="radio"/> 第36条第1項の対象関係市町村長 <input type="radio"/> 第36条第1項の対象関係住民	<input type="radio"/> 事業計画概要説明会 終了報告書の内容	15号	提出期限 平成28年6月15日(水) 提出先 〒390-0852 松本市大字島立1020 長野県松本地方事務所 環境課

* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・ 提出書類はいずれも日本工業規格A列4番(折込可)とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・ 提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。